



後期高齢者医療保険加入者の「健康診査」を実施します

■健診項目／下記項目を1年に1回実施します。

- ①問診 ②身体計測 ③血圧 ④血中脂質検査 ⑤肝機能検査 ⑥腎機能検査 ⑦血糖検査 ⑧尿検査 ⑨貧血検査 ⑩心電図検査
 ※大腸がん検診・肺がん検診も受診することができます。(年度内に1回のみ)
 ※胃がん検診は個別健診のみとなります。指定医療機関(埼玉筑波病院・埼玉あすか松伏病院)に予約して受診してください。受診期間は12月までとなります。

■受診対象

後期高齢者医療保険の加入者(健診日に後期高齢者医療保険資格のある方)

※健康診査のご案内は、9月中旬に送付します。

※集団健診を受けた方は人間ドックの費用助成は受けられませんので、ご注意ください。

■会場及び日程等 『集団健診』 受診費用：無料

会場	日程
役場	11月5日(火)・6日(水)・7日(木)・8日(金)・9日(土)・10日(日)
北部サービスセンター	11月11日(月)
中央公民館	11月14日(木)・15日(金)

■申込み方法

9月中旬に送付される「健康診査のご案内」に同封しているハガキでお申込みください。期限を過ぎた場合や記入漏れがある場合は、申込みをお受けできませんので、ご注意ください。また、電話での申込みは、受け付けていません。

郵送の場合：10月3日(木)当日消印有効

窓口の場合(ハガキ持参)：10月4日(金)保健センター窓口受付有効

【受付時間】 8:30～17:15

問合せ 健康診査：住民ほけん課 後期高齢者医療担当 ☎991-1884
 がん検診：保健センター ☎992-3170・992-4323



増え続けるごみにストップ！

町では、ごみの減量化と資源のリサイクル化を進めるために、家庭から出されるごみの分別収集をしています。ごみを出す際の注意点を紹介しますので、皆様のご協力をお願いします。

◆生ごみの減量を！

各家庭から出る生ごみのうち、約80パーセントが水分といわれています。生ごみを捨てる前に水切り・ひとしぼりなど、ひと手間かけ、ごみ袋の口をしっかり縛って出してください。ごみが軽くなり、汚水漏れや悪臭の軽減になります。



◆可燃ごみの中に埋もれる資源！

包装紙・ティッシュペーパーの箱(ビニールの部分は取って)、トイレットペーパーの芯、お菓子の箱、紙袋、はがき・封筒などの雑紙はリサイクルできます。もえるごみに出さず、『古紙』の日に出しましょう。資源に生まれ変わります。

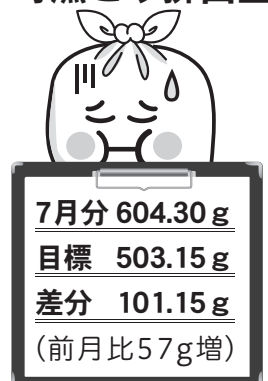
◆各種スプレー缶は「危険ごみ」です！

殺虫剤・カセットボンベ・ヘアスプレー缶・スプレー式消火具などは、LPガス(可燃性のガス)が使われているので、正しく廃棄しないと、とても危険です。中身を使いきり、穴を開けずに『危険ごみ』として、『雑芥』の日に透明又は半透明の袋に入れて出してください。



松伏町は、一人一日あたりの可燃ごみの量が近隣5市1町の中で一番多い状況です。家庭系可燃ごみの減量にご協力ください！

7月の家庭系可燃ごみ排出量



※生ごみの水切り器「水切りダイエット」と雑紙回収袋を配布しています。

数に限りがありますので、お早めにご連絡ください。

問合せ 環境経済課 生活環境担当 ☎991-1839・1840